

## 指定講座・試験規程

### (総則)

- 第1条 この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「協会」という。）定款第4条第1項第1号に規定する協会の事業として行う医業経営コンサルタントの資格認定にかかる指定講座・試験について、必要事項を定める。
- 2 指定講座・試験の実施に関する必要事項は、医業経営コンサルタント資格認定審査会（以下「審査会」という。）で審査し、理事会の議決を経て、あらかじめ機関誌 JAHMC、受験ガイド等で広告する。
- 3 試験は一次試験（筆記）（以下「一次試験」という。）並びに二次試験（論文）（以下「二次試験」という。）とする。

### (指定講座)

- 第2条 指定講座は毎年1回実施し、受講資格は次の各号に該当する者とする。
- (1) 成年被後見人でない者
- (2) 被保佐人でない者
- 2 指定講座の科目は、次の項目から必要に応じて審査会において定める。
- (1) 医業経営総論
- (2) 医業経営診断に関する知識
- (3) 医業経営戦略立案・実施に関する知識
- (4) 医業経営管理体制構築・実施に関する知識
- (5) 介護サービス事業展開に関する知識
- 3 指定講座履修の有効期限は、受講日から翌々年度末までとし、この間に行われる一次試験は、指定講座を受講することなく受験できる。ただし、第4項に規定する者は、全講座を履修した日を受講日とする。
- 4 医業経営実務講座の受講者で、教育研修委員会の定める所定の全講座を履修した者は、特例として指定講座の履修を免除する。ただし、初受講から3年以内に全講座を履修した者に限るものとする。
- 5 協会が、医業経営についての教育カリキュラムに基づき指定校として認定した大学の学生等が、協会が実施する医業経営管理能力検定に合格した者は、特例として指定講座の履修を免除する。

### (一次試験)

- 第3条 一次試験は多肢選択式を基本とし、毎年1回実施する。
- 2 受験資格は指定講座受講者とする。
- 3 試験科目は第2条第2項各号に準拠する。
- 4 一次試験合格の有効期限は、合格日から翌々年度末までとし、この間に行われる二次試験は、一次試験を受験することなく受験できる。
- 5 第2条第4項の規定に該当する者は、特例として一次試験を免除する。ただし、二次試験を受験できる有効期限は、前項を準用する。

#### (二次試験)

第4条 二次試験は論文審査とし、毎年2回実施する。

- 2 受験資格は一次試験合格者とする。
- 3 提出する論文は、審査会で定めた論題の中から選択したものとする。
- 4 二次試験合格の有効期限は、合格日から3年間とする。

#### (合否)

第5条 一次試験の合格基準は、総点数の60%を標準とする。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たない科目のある者は、不合格とすることができる。

- 2 一次試験の合否は審査会が審査し、合否を判定する。
- 3 二次試験の合否は別紙2の二次試験評価基準により判定する。
- 4 二次試験の合否は審査会が判定し、理事会の議決を経て決定する。

#### (合否通知)

第6条 一次試験及び二次試験の合否結果を通知する。

#### (受講・受験申込)

第7条 指定講座及び一次試験並びに二次試験を受けようとする者は、「指定講座・試験に関する手続細則」に基づき、協会が定める受講・受験に関する書類を協会に提出する。

#### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

#### 附 則

この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行時に、医業経営実務講座の第1期(平成24年度開講)及び第2期(平成25年度開講)の受講者であって、第2条第4項に規定する所定の全講座を履修した者は、平成26年10月1日を一次試験に合格した日と見なして運用する。

#### 附 則

この規程は、平成30年1月12日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年7月26日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年7月9日から施行する。

## 医業経営コンサルタント試験・認定登録手続概要図

★ 指定講座

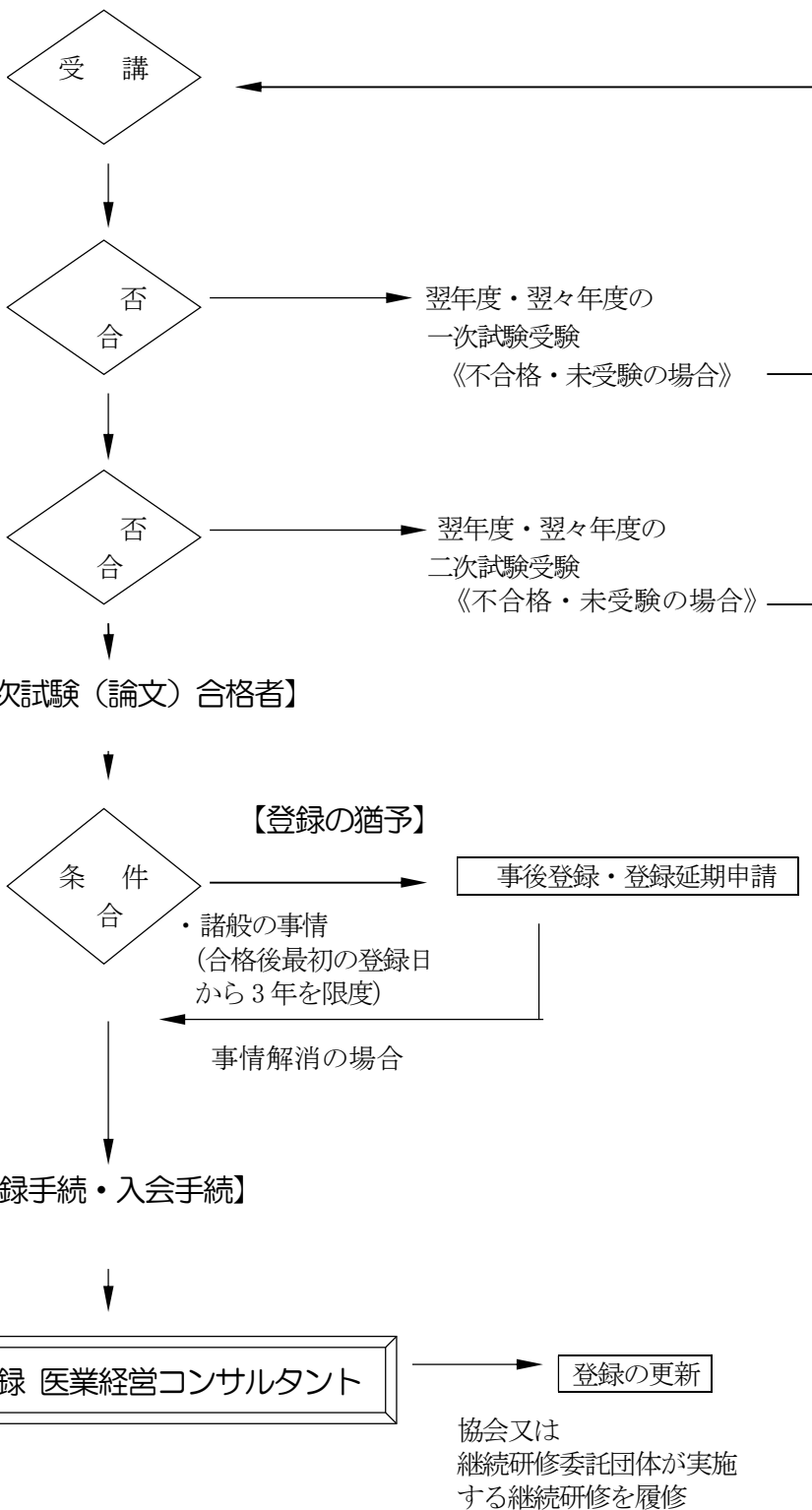
※医業経営実務講座  
全講座修了者は免除

※医業経営管理能力検定  
合格した者は履修を免除

★ 一次試験（筆記）

※ 医業経営実務講座  
全講座修了者は免除

★ 二次試験（論文）



【二次試験（論文）合格者】

【登録の猶予】

事後登録・登録延期申請

・ 諸般の事情  
(合格後最初の登録日  
から3年を限度)

事情解消の場合

★ 【登録手続・入会手続】

認定登録 医業経営コンサルタント

登録の更新

協会又は  
継続研修委託団体が実施  
する継続研修を履修

## 二次試験評価基準

判定評価項目
1. (問題意識) 論題(テーマ)を選択した理由が問題点の提示とともに明らかにされているか
2. (多面的理解) 論題(テーマ)に対し、他の制度、基準・方法等と比較する等、幅広い立場で医業の特殊性について理解が示されているか
3. (筆者の見解) 論題(テーマ)に対し、筆者の見解(批評・主張等)を示し、医業経営コンサルタントとしての高い見識が貫かれているか
4. (実用性) 論旨が、医業経営の現場に適用又はその実用性にふれているか
5. (整合性) 文書構成上、「はじめ」「中心となる内容」及び「結び」の論旨が一貫して整合しているか
6. (文献) 引用文献ならびに参考文献が正しく記載されているか
7. (明瞭性) 論文は明瞭にわかりやすく、誤字がなく記載されているか